

⑧建設業の会社

5月25日に工事が完了したのに6月15日付で請求書を発行していたのをうちの事務所が見落としていた。

同じく建設業の会社で、在庫票のチェックで前期に在庫として計上されていた物が、そのまま残っているのに当期に在庫票に載っていないという指摘でした。

⑨小売業の方

ビール券を配布していたのですが、不特定多数への配布にすることで是認となりました。消費税計算で使った時点で初めて消費されるので、商品券そのものは課税仕入れとならないので注意していたきたい。

⑩弁護士の報酬

弁護士の報酬の源泉をしていなかったというがありました。建築士なども同じで源泉を引かなければなりません。

⑪インターネット販売

副業でネット販売をしていたのが、売り上げに計上していなかったので否認されました。税務署では専門にネット販売を調査する部署があるようです。